

企業理念とCSRへの考え方

横浜ゴムは1990年に企業理念を制定しました。企業理念は「基本理念」「経営方針」「行動指針」「企業スローガン」からなり、「基本理念」は将来に向けて横浜ゴムが一貫してこだわり続ける目指すべき姿、「経営方針」は経営陣が自らに約束する経営の基本姿勢、「行動指針」は従業員一人ひとりが自らに課す行動規範です。2006年には、中期経営計画「グランドデザイン100(GD100)」を策定、2017年に売上高1兆円のグローバルカンパニーになることを明言しました。そして基本方針には国際社会からの期待と要請を強く認識し、「トップレベルの

環境貢献企業になる」「高い倫理観を持ち、顧客最優先の企業風土を作り上げる」を掲げ、CSR重視の姿勢を打ち出しました。2008年には社内の組織にCSR本部を設置し、CSR経営ビジョンを社内外に公表しました。「社会からゆるぎない信頼を得ている地球貢献企業になる」というビジョンには、「Corporate Social ResponsibilityのRを『責任(Responsibility)』ではなく『信頼(Reliability)』と言い換えよう」、「なじみある言葉で理解し日々の行動につなげよう」という意思がこめられています。

企業理念(1990年制定)	
基本理念	
心と技術をこめたモノづくりにより、幸せと豊かさにご貢献します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・技術の先端に挑戦し、新しい価値を創り出す ・独自の領域を切り拓き、事業の広がりを追求する 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を大切にし、人を磨き、人が活躍する場をつくる ・社会に対する公正さと、環境との調和を大切にする
経営方針	
心と技術をこめたモノづくりにより、幸せと豊かさにご貢献します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・自らを鍛え、自己ベストに挑戦する ・たがいに信頼し合い、ぶつかり合い、高め合う 	<ul style="list-style-type: none"> ・外に向けて開かれた心を育てる
行動指針	
心と技術をこめたモノづくりにより、幸せと豊かさにご貢献します。	
企業スローガン	
「すごいをさりげなく」	

CSR経営ビジョン(2008年制定)	
社会からゆるぎない信頼を得ている地球貢献企業になる	
CSR行動指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・変化し続ける社会動向をつかむ ・貢献できる課題を見極める 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に行動しゆるぎない信頼を得る ・一人ひとりがCSR当事者として行動する


中期経営計画「グランドデザイン100(GD100)」(2006年制定)
GD100のビジョンと基本方針
創業100周年にあたる2017年度に企業価値・市場地位において、独自の存在感を持つグローバルカンパニーを目指します
長期財務目標(2017年度)
売上高: 1兆円 営業利益: 1,000億円 営業利益率: 10%
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ・良いモノを、安く、タイムリーに ・トップレベルの環境貢献企業になります ・高い倫理観を持ち、顧客最優先の企業風土を作り上げます

環境GD100(2006年制定)
基本方針
経営方針に示された「社会に対する公正さと、環境との調和を大切にする」を規範として、トップレベルの環境貢献企業になる
<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営を持続的に改善します ・地球温暖化防止に取り組みます ・持続可能な循環型社会実現にご貢献します

グローバル・コンパクトと7つの重点課題

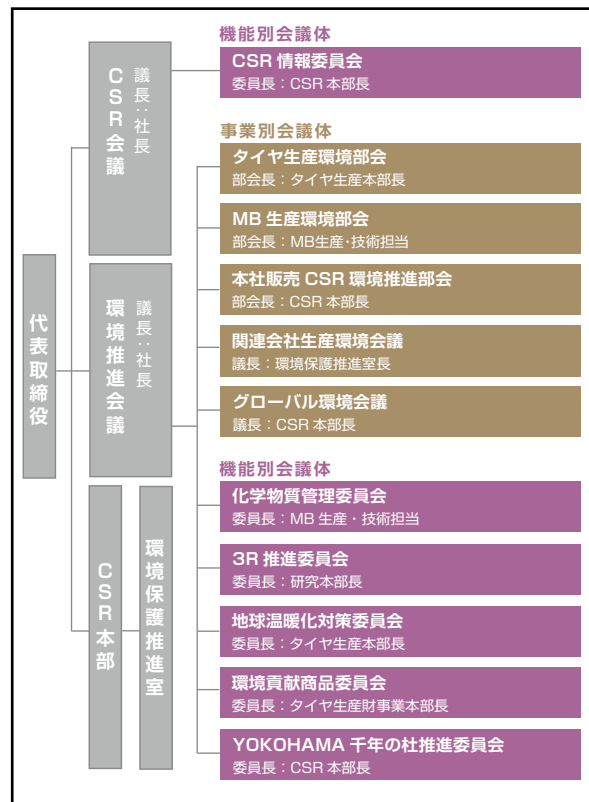
国内外の子会社を含む全横浜ゴムグループは、国連グローバル・コンパクトの10原則を行動指針とし、

ISO 26000 の7つの中核主題に沿って、PDCA(Plan-Do-Check-Act)を回しています。

国連グローバル・コンパクトの10原則		ISO26000「7つの中核主題」
人権 原則1: 人権擁護の支持と尊重 原則2: 人権侵害への非加担	環境 原則7: 環境問題の予防的アプローチ 原則8: 環境に対する責任のイニシアティブ 原則9: 環境にやさしい技術の開発と普及	1 組織統治 2 人権 3 労働慣行 4 環境 5 公正な事業慣行 6 消費者課題 7 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展
労働 原則3: 組合結成と団体交渉権の実効化 原則4: 強制労働の排除 原則5: 児童労働の実効的な排除 原則6: 雇用と職業の差別撤廃	腐敗防止 原則10: 強要・賄賂等の腐敗防止の取組み	
		

CSR・環境経営推進体制

社長が議長を務めるCSR会議と環境推進会議をそれぞれ年に2回開催し、グループが取り組むべきCSRの課題について立案・検討する体制を整えています。CSR会議、環境推進会議では、7つの重点課題に沿ったCSR活動のパフォーマンスを評価し、次年度の改善に結び付けていきます。また、世界の全拠点で、高質で同質の環境経営を行うことを目指し、海外全生産拠点の経営責任者によるグローバル環境推進会議を年1回開催しています。また、海外では地域の事情を反映するため、エリア管理の推進を図り、2014年には中国とタイで、2015年には北米で環境会議を開催しました。



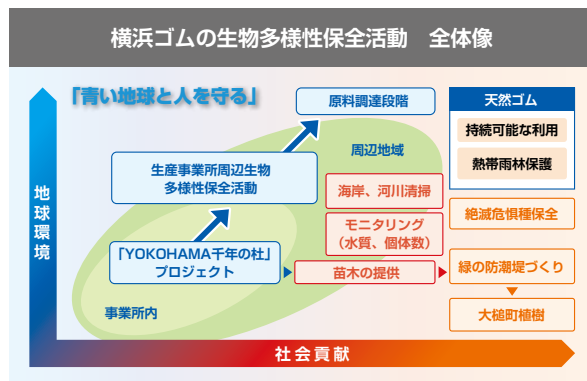
豊かな生態系を守り続けるために 生物多様性保全活動を推進

考え方

当社グループは天然ゴムをはじめとする自然資本(自然の恵み)に依存して事業を営んでいます。また、多くの生産工場では、装置を冷却するために大量の水を利用し、熱・二酸化炭素を放出しています。このような事業活動によって生じる自然環境への負荷が現在地球規模で進んでいる生物多様性の喪失と決して無関係ではないと認識しています。この自然の恵みを与えてくれる多様な生命のつながり(=生物多様性)の保全と持続可能な自然資本の利用に取り組み、未来の世代に伝えていくことが我々の責務であると考え、2010年7月に生物多様性ガイドラインを策定し本格的な活動を開始しました。

目指す姿(達成像)／目標

「生物多様性の保全」については、自然と共生し、環境マインドを持った従業員の育成を目指しています。そのために事業活動および社会活動を通じて活動を推進



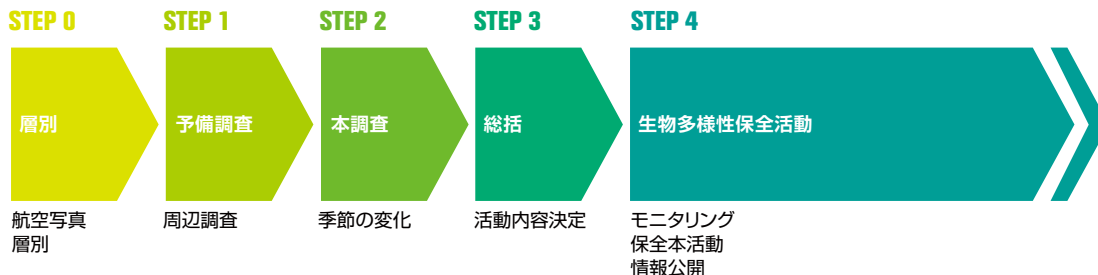
していきます。2007年に開始した「YOKOHAMA千年の杜」プロジェクトでは2017年までに国内外の生産拠点および関連部門の敷地内に50万本の苗木を植えることを目標にしています。

目指す姿に向けた施策

当社グループの生物多様性保全活動はステップ展開を行っています。ステップ1で事業所を取り巻く水域・緑地・自然保護区や住居・工場など周辺環境を大まかに把握した後に、ステップ2で周辺河川などの水質調査や出現生物のモニタリングを行い、ステップ3で評価対象生物を設定します。ステップ4では年間を通じてモニタリングを継続することで事業活動の影響を評価し、保全すべき

生物を決定して保全活動を行います。また、結果を公表します。「YOKOHAMA千年の杜」は2015年末での植樹本数が累計466,390本に達しました(達成率93%)。森の成長と環境の変化を評価するため、苗木の成長量(樹高、胸高直径の測定)を調査し二酸化炭素の固定量を算出しています。また、本来の森として機能しているかを知るために野鳥観察を実施しています。

生物多様性活動プロセス



国内の全生産拠点でステップ4を継続。海外でも順次展開

国内では2010年11月の三重工場を皮切りに活動をスタートし、現在は全7生産拠点でステップ4（保全活動とモニタリングの実施／情報公開）を継続しています。また、2013年9月からは海外拠点にも活動を広げ、タイ



長野工場の大島川と天竜川合流地点での生物モニタリング(2015年7月)

のヨコハマタイヤ・マニュファクチャリング・タイランドとヨコハマゴム・タイがステップ4に取り組んでいます。さらに2015年4月から活動を開始したヨコハマタイヤ・フィリピンと中国の杭州優科豪馬輪胎有限公司は2015年中にステップ2（本調査）が終了しています。



杭州優科豪馬輪胎の近くにある川沿いの湿地での調査(2015年10月)

● サプライチェーンへの生物多様性保全活動の拡大

原料調達段階での生物多様性保全調査として、インドネシアおよびタイの天然ゴム農園で生物多様性調査を行いました。



タイの天然ゴム農園での調査の様子

● 地域コミュニケーションを活発化

生物多様性保全を地域と共に推進していく活動の一環として、各事業所では地域の皆さまへの説明会を実施しています。平塚製造所では製造所内で開催している地域交流イベント「Think Ecoひらつか」の中で2014年から生物多様性パネルディスカッションを開催し活動



平塚製造所で開催した第2回生物多様性パネルディスカッション(2015年11月)

報告と意見交換を行っています。海外ではヨコハマタイヤ・マニュファクチャリング・タイランドが2015年10月、近隣の地域リーダーや町役場の方々、小学校の先生などを集めて生物多様性保全活動に関する情報公開と現地見学会を開催しました。



ヨコハマタイヤ・マニュファクチャリング・タイランドの情報公開イベント(2015年10月)

CSRトピックス

環境貢献商品の取り組み

新規開発商品を「地球温暖化防止」「資源再生・循環」「省資源」「安全・快適性」の4つの環境機能で評価し、従来品に比べ平均5%以上上回ることを義務付けるとともに、1機能でも下回った場合は商品化できない仕組みとして

います。2015年度の全取り扱い商品に占める環境貢献商品の比率は98.3%となり、2017年度末までに100%達成を目指しています。

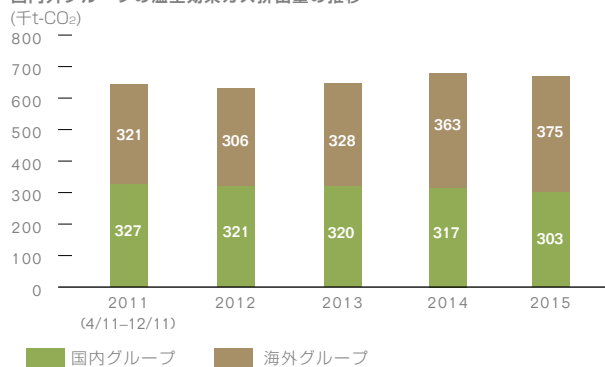
全取り扱い商品に占める環境貢献商品の比率



温室効果ガス削減の取り組み

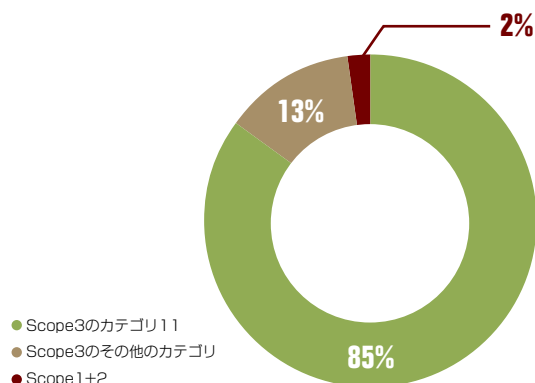
国内生産拠点では中期目標として「温室効果ガス排出量を2020年までに基準年(1990年)比25%削減」を掲げ、2015年度は基準年比20%削減を達成しました。また、横浜ゴムグループのバリューチェーン全体の長期目標として「2050年までにCO₂総排出量を基準年(2005年)比50%以上削減」を設定し活動しています。そのため、企業が間接的に排出するサプライチェーンでの排出量であるScope3を算定しています。Scope3の中で製品の使用が85%を占めており、環境貢献商品や低燃費タイヤの普及に努めるとともに、取引先とも協働してバリューチェーンにおける温室効果ガス排出量の削減を推進します。

国内外グループの温室効果ガス排出量の推移



国内外グループの Scope3 排出量 (千t-CO₂)

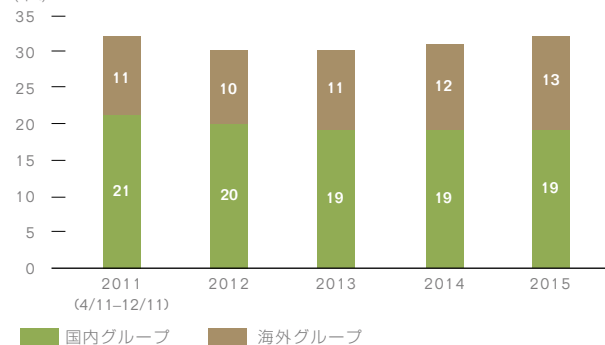
Scope3の区分	2014年度	2015年度
1 物品購入・サービス	2,342	2,364
2 資本財	475	302
3 燃料・エネルギー	103	108
4 上流の輸送・流通	148	148
5 廃棄物	2	2
6 出張	3	14
7 従業員の通勤	18	18
8 上流のリース資産	—	—
9 下流の輸送・流通	58	50
10 販売した製品の加工	5	4
11 製品の使用	26,155	20,273
12 製品の廃棄	1,467	464
13 下流のリース資産	0	0
14 フランチャイズ	—	—
15 投資	67	84
計	30,844	23,832



廃棄物削減の取り組み

国内外生産拠点では「廃棄物の原単位を毎年1%以上削減」を目標に取り組んでおり、国内、海外ともに4年連続で目標を達成しました。また、埋立廃棄物を完全にゼロにする完全ゼロエミッションを推進しており、国内では2006年3月末に全生産拠点で達成しています。海外では全16生産拠点の内12拠点で達成しており、残りの4拠点で達成を目指しています。

国内外グループの廃棄物発生量の推移
(千t)



国内生産拠点・海外グループ会社の社会貢献活動

2015年度に実施した活動の一部をご紹介します。

国内生産拠点

茨城工場

小美玉市のふれあい祭りに出展し、工場で育てた苗木1,380本を一般市民に無償配布しました。その他、各地の植樹会にも苗木を提供しています。



三重工場

大湊海岸(伊勢市)の保全活動として大湊小学校4年生を対象に出前授業を行い、大湊河岸の固有生物の保全や外来植物の抜根活動を共同で行いました。



三島工場

近隣にある向山小学校3年生を対象に環境教育の紙芝居と植樹体験学習などを実施したほか、工場周辺の自治会開催の納涼祭に工場で育てた苗木を提供しました。



海外グループ会社

Yokohama Tire Manufacturing Virginia, LLC (米国)

周辺道路や川の清掃活動を行ったほか、不要な電化製品の収集とリサイクル活動を地域と協業して実施しています。



協機工業股份有限公司(台湾)

苗栗県が主催する地域美化活動である海岸の清掃活動に参加しました。また、近隣の小学校の環境教育基金への寄付や山道の清掃を実施しました。



Yokohama Tyre Vietnam, Inc. (ベトナム)

近隣小学校での植樹活動と教育活動に加え、貧困層支援として孤児院を訪問し物資や金銭面での支援を実施しました。またドンナイ省の学生に710冊のノートを寄贈したほか、ホーチミン市の障害児支援センターでチャリティ活動を行いました。



LLC Yokohama R.P.Z. (ロシア)

ロシアで唯一グリーンウェーブ活動に参加しており、近隣小中学生を招いて植樹会を開催しました。併せて、横浜ゴムグループの環境活動の紹介や環境勉強会、また工場見学でECOタイヤの紹介を行いました。



コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

横浜ゴムグループは、企業理念の下に健全で透明性と公平性のある経営を実現するコーポレート・ガバナンス体制を築き、さらにこの体制の充実と強化に努めています。

これにより、企業価値の継続的な向上が図れる経営体質とし、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指します。

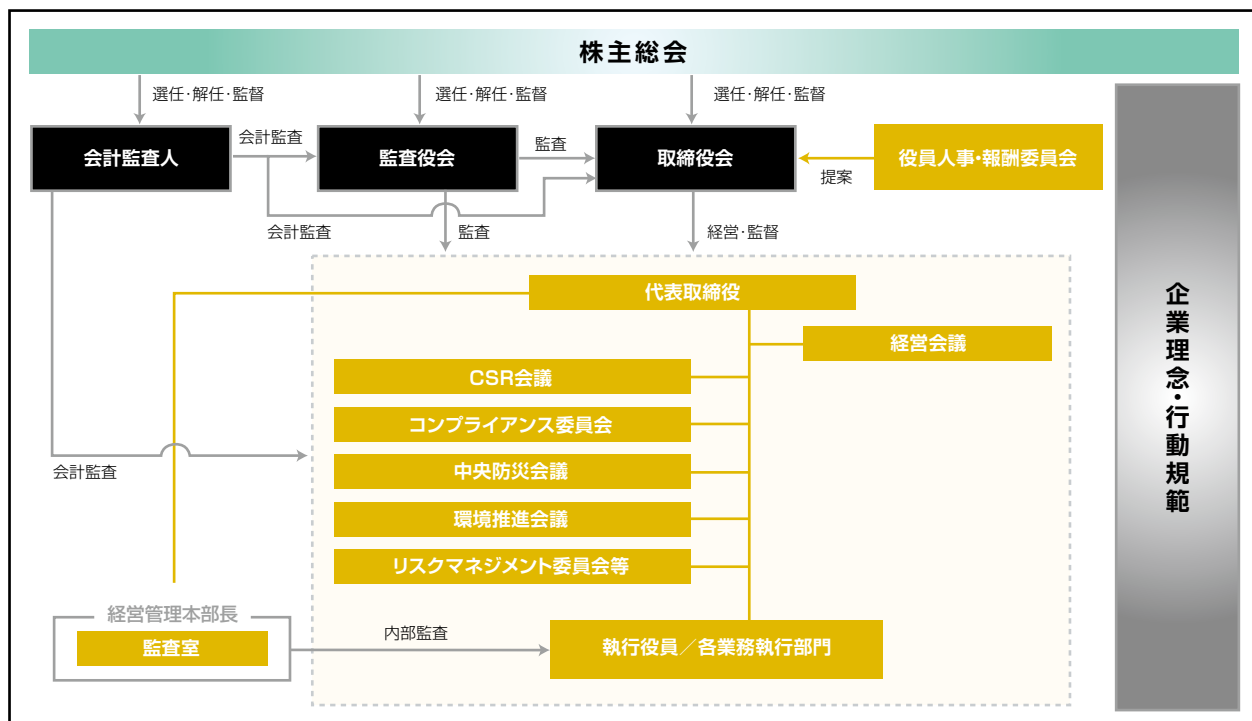
コーポレート・ガバナンス体制の概要

横浜ゴムは会社法上の機関（株主総会、代表取締役、取締役会、監査役会、会計監査人）に加え、経営の監督と業務の執行を明確化し経営の意思決定および業務執行の迅速化を徹底するため、執行役員制度を採用しています。現在の経営体制は代表権のある会長と社長を含む社内取締役9名（執行役員兼務者含む）と社外取締役3名の合計12名および執行役員16名です。また、トップマネジメントの戦略機能を強化するため、取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、事業計画の達成状況の把握と事業戦略に関する協議を行っています。なお、取締役の経営責任を明確にすべく、取締役の任期は1年としています。併せて、役員の人事、処遇の透明性と公平性を確保すべく「役員人事・報酬委員会」を設置し、審議のうえ取締役会にて決定する体制を採用しています。

内部監査および監査役監査

横浜ゴムは監査役制度を採用しており、経営監査機能強化の観点から監査役5名のうち3名を社外監査役とし、独立して公正な監査を行うことが可能な体制をとっています。監査役は経営会議など重要な会議や委員会に出席し、業務執行状況を知ることができる体制となっています。監査体制については、取締役の職務執行を監査する監査役による監査、外部監査となる会計監査人による会計監査、監査室（10名）による各執行部門とグループ会社の業務監査および会計監査を行う体制としています。これらは互いに独立性を保った活動を行い、三様監査体制を確立するとともに、監査役は会計監査人および監査室から適宜情報を得て監査役機能の強化を図っています。さらに、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行できるようにするため、監査役を補助する要員として監査役付を配置しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



社外取締役および社外監査役

横浜ゴムは経営の監督および監視のために社外取締役3名、社外監査役3名を選任しています。社外取締役は監査室からの内部監査の報告、内部統制の整備・運用状況などに関する報告、監査役からの監査報告を定期的に受けることにより、横浜ゴムグループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明します。

社外監査役は上記の報告を同様に受けるほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために会計監査人と内部監査部門である監査室および子会社の監査役との情報交換など協力関係を維持しています。なお、社外取締役および社外監査役の選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしています。

内部統制システムの概要

横浜ゴムは2006年5月11日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための「会社法に基づく内部統制システムの基本方針」を制定しました。また、2009年4月28日開催の取締役会では、反社会的勢力排除に関する方針を明記するなどの見直しを行い、内部統制システムの強化を図っています。

コンプライアンス委員長と監査役に報告することが徹底されています。コンプライアンス委員会は、その実行部門としてコンプライアンス推進室を設置して横浜ゴムグループの行動規範を制定し、役員および従業員が法令・定款を遵守するための啓発活動を行います。

リスクマネジメント体制

CSR本部長を議長とするリスクマネジメント委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し、適切に評価対応しています。また、具体的な事例となるコンプライアンス、安全衛生、災害、環境、情報セキュリティ、輸出管理などにかかわるそれぞれのリスクに関しては、コンプライアンス委員会、中央安全衛生委員会、中央防災会議、環境推進会議、情報セキュリティ委員会、個人情報保護管理委員会、輸出管理委員会などを設置し、損失およびリスクの管理を行う目的で規則・ガイドライン・マニュアルの作成、研修、啓蒙活動などを実施しています。それぞれの管理状況は経営会議、CSR会議などにて適時、経営陣に報告されます。

グループ会社におけるコンプライアンス体制

コンプライアンス委員会が制定した行動規範を横浜ゴムグループの全てに適用し、これを基礎としてグループ各社における諸規定を定め行動しています。横浜ゴムのコンプライアンス推進室は国内グループ会社における法令遵守体制に関する権限を有し、各グループ会社においても推進責任者を任命しています。コンプライアンス推進室はグループ各社のコンプライアンス推進責任者との情報の共有化や問題点の把握を図り、適時、経営会議にて報告します。監査室においても計画的に子会社および関連会社における会計監査、業務監査に加えコンプライアンス監査を実施しており、監査状況を取締役、担当部署および監査役に報告する体制を構築しています。

コンプライアンス体制

社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置しており、取締役は重大な法令違反、そのほかコンプライアンスにかかわる重大な事実を発見した場合には、直ちに

内部通報窓口の設置

内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、必要な情報が届けられる体制を構築しています。2015年度は50件の質問・相談がありました。